

○精華町高齢者保健福祉審議会条例

平成5年10月14日

条例第22号

改正 平成10年10月12日条例第25号

平成11年7月1日条例第12号

平成13年3月30日条例第3号

平成14年6月27日条例第17号

平成18年3月31日条例第12号

平成23年3月31日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、本町の高齢化社会への的確な対応のため、保健・福祉・医療の連携のもと、住民ニーズに応え得る質の高いサービスの提供の確立を図り、もって高齢者福祉の増進に資するため、精華町高齢者保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置し、運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問により次の事項を審議し、町長に答申を行う。

- (1) 精華町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む。）の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業の運営に関すること。
- (3) 精華町高齢者保健福祉計画の進捗状況に関すること。
- (4) その他、高齢者保健福祉に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 保健福祉事業関係団体の代表者
- (5) 福祉活動関係団体の代表者
- (6) 一般公募の町民
- (7) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に変更があったときは、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を総理し、代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉環境部高齢福祉課に置く。

(補則)

第8条 この条例に定めるほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年2月26日から適用する。

附 則 (平成14年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第1号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の改正規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 令和元年 10 月 1 日以後最初に委嘱される委員の任期は、この条例による改正後の第 4 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。